

山梨県私立高等学校の設置等の認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 全日制の課程を置く私立高等学校(以下「高等学校」という。)の設置及び廃止、課程及び学科の設置及び廃止、収容定員の変更並びに設置者の変更の認可については、学校教育法(昭和22年法律第26号)、私立学校法(昭和24年法律第270号)及び高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

(名称)

第2条 高等学校の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、既存の公私立高等学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(自己評価等)

第3条 高等学校は、その教育水準の向上を図り、当該高等学校の目的を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該高等学校の設置者に報告しなければならない。

(情報の積極的な提供)

第4条 高等学校は、その教育活動等について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するよう努めなければならない。

(立地条件)

第5条 校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであり、かつ、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

(収容定員及び学級数)

第6条 収容定員及び学級数は、生徒数の将来の見込み、既存の高等学校の収容定員の状況等を考慮するとともに、学校運営に支障を来さない規模とする。

(1学級の生徒数)

第7条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校長)

第8条 校長は、専任でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がなく、校長に代わって校長の職務を遂行できる専任の教員を配置する場合は、この限りでない。

(教頭及び教諭)

第 9 条 教頭の数 は 1 人以上とし、教諭の数は、別表第 1 に定める数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(事務職員)

第 10 条 事務職員の数は、生徒数 120 人以下の高等学校においては 2 人以上とし、生徒数 120 人を超える場合は、240 人までを加えるごとに 1 人以上を増加しなければならない。

(実習助手)

第 11 条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置かなければならない。

(養護教諭等)

第 12 条 高等学校には、相当数の養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(司書教諭)

第 13 条 高等学校には、学校図書館法 (昭和 28 年法律第 185 号) 第 5 条に規定する司書教諭を置かなければならない。ただし、11 学級以下の高等学校にあっては、司書教諭を置かないことができる。

(学校医等)

第 14 条 高等学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置かなければならない。

(年次計画による教諭の採用)

第 15 条 学校設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施についての財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合は、教諭を年次計画により採用することができる。

(施設及び設備の一般的基準)

第 16 条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎、運動場)

第 17 条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表第 2 に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障

がない場合はこの限りでない。

- 2 運動場の面積は、8,400㎡以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。
- 3 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第18条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

同時に授業を行う学級数以上の普通教室

特別教室

図書室、保健室

職員室

- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えなければならない。

(その他の施設)

第19条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えなければならない。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具、教具及び設備)

第20条 高等学校には、設置する学科、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

- 2 高等学校には、学校の規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
- 3 高等学校には、学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。
- 4 前各項の校具、教具及び設備は、常に改善し、補充しなければならない。

(施設等の所有)

第21条 校地、校舎、設備等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附(第24条第1項第2号に規定する借入金に係る担保を除く。)でないものでなければならない。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合で、次の各号に該当するときは、この限りでない。

校地又は校舎について、国、地方公共団体等から借用等をする場合

校地(校舎の敷地部分を除く。)を長期間(おおむね20年以上とする。)の契約により借用する等長期にわたり安定して使用できると認められる場合

リース契約による借用が常態となっている設備を借用する場合

(他の学校等の施設、設備の使用)

第22条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設（普通教室を除く。）及び設備を使用することができる。

(年次計画による施設等の整備)

第23条 学校設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施についての財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合にあっては、施設及び設備を年次計画により整備することができる。

(設置経費及び経常経費)

第24条 学校の設置に係る経費は、原則として全額を設置しようとする者の自己資金によらなければならない。ただし、学校運営上支障がなく、次の各号のすべてを満たす場合は、この限りでない。

負債額が設置経費の3分の1以内であること。

日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人山梨県私学教育振興会又は確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。

適正な償還計画があり、学校設置後の各年度の償還額（元利合計）が完成年度相当年数経過後の当該学校に係る年間事業活動収入の5分の1以内であること。

設置しようとする者の総負債額が総資産の3分の1以内であること。

- 2 学校を設置しようとする者は、特別な事情がある場合を除き、開設年度の経常経費について必要な運用資金を保有していなければならない。
- 3 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められるものでなければならない。

(既に学校を設置している者の高等学校新設)

第25条 既に他の学校を設置している者が高等学校を新たに設置する場合においては、第2条から前条までの規定を準用する。ただし、既に設置している他の学校の管理運営について次の各号のすべてを満たさなければならない。

法令、寄附行為等により適正に管理運営されていること。

役員間により訴訟その他の紛争がないこと。

借入金の償還が適正に行われていること及び公租公課の滞納がないこと。

その他適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

(課程及び学科の設置)

第26条 高等学校の課程（通信制の課程を除く。）及び学科の設置については、第6条から第23条までの規定を準用する。

(収容定員の変更)

第 2 7 条 高等学校の収容定員の変更については、第 6 条から第 2 3 条までの規定を準用する。

2 収容定員を増加する場合は、生徒数の将来の見込み、既存の高等学校の収容定員の状況等を考慮するものとする。

(設置者の変更)

第 2 8 条 高等学校の設置者の変更については、第 2 条から第 2 3 条までの規定を準用する。

2 変更後の高等学校は、従前の高等学校との同一性を有するものでなければならない。

(高等学校の廃止等)

第 2 9 条 高等学校の廃止並びに課程及び学科の廃止については、次の各号のすべてを満たさなければならない。

在籍する生徒及び教職員について、適切に措置されていること。

指導要録等の保管が確実であること。

校地、校舎、設備等の処置が適切であること。

附則

1 この基準は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に設置されている高等学校は、この基準に適合するよう努めなければならない。

附則

この基準は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

生徒数 3 6 0 人以下 $\frac{\text{生徒数} \times \text{週当たり授業時数}}{40 \times 15}$ - 1

ただし、 による数が 1 1 人未満のときは、 1 1 人とする。

生徒数 3 6 1 人以上 $\frac{\text{生徒数} \times \text{週当たり授業時数}}{40 \times 18}$ - 1

ただし、 による数が 1 8 人以下のときは 2 0 人、 1 8 人を超え 2 1 人未満のときは 2 1 人とする。

農業、水産又は工業に関する学科においては、又はのほか、生徒数120人まで又はそれを超えて120人を加えるごとに、次の数を増加しなければならない。

農業又は水産に関する学科 1人以上

工業に関する学科 2人以上

若しくは及びのほか、1学科を加えるごとに、2人以上を増加しなければならない。

別表第2

収容定員	面積（平方メートル）
120人以下	1,200
121人以上480人以下	$1,200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
481人以上	$3,360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$